

(別紙1)

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要項

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律により、新たに1歳から3歳までの子どもを養育する労働者に対して申し出に基づいて事業主が勤務時間の短縮の措置を講ずることが義務化されたため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項の規定に基づく事業主が講ずべき勤務時間の短縮等の措置の方法を次のように改正する。

- ・事業主が船舶の停泊中における短時間勤務の制度その他これに準ずる制度を設ける対象となる船員として、従来の1歳から3歳に達するまでの子を養育する者を追加すること。
- ・事業主が託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行う対象となる子を従来の1歳未満から3歳未満に引き上げること。